

V 上下部接続部編

質問回答 No.	質問	回答	備考
No. V-11-1	<p>○橋軸方向拘束構造及び橋軸直角方向拘束構造の設置の例外</p> <p>R7 道路橋示方書・同解説V編 11.9 (2)に「(1)の条件に該当しないラーメン系橋又は一連の上部構造が1基の橋脚又は橋台上の支承部の数が1つである下部構造を除いた4基以上の下部構造で支持されている3径間以上の橋の場合で、11.2 (4) 1) に該当する場合」とあるが、どのように解釈したらよいか。</p>	<p>11.9 (2)は、以下のように解釈します。</p> <p>(2) 以下の i)又は ii)に該当する場合には、以下の 1) から 3) による。</p> <p>i) (1)の条件に該当しないラーメン系橋で、11.2 (4) 1)に該当する場合</p> <p>ii) (1)の条件に該当しない、一連の上部構造が1基の橋脚又は橋台上の支承部の数が1つである下部構造を除いた4基以上の下部構造で支持されている3径間以上の橋で、11.2 (4) 1)に該当する場合</p> <p>1) 桁かかり長は 11.2 による。ただし、下部構造の長辺方向に直角な方向の桁かかり長は 11.2 (4) 2) によらず、11.2 (2) 2) による。</p> <p>2) 橋軸方向に対しては、11.3 の規定による。</p> <p>3) 橋軸直角方向に対しては、11.4 の規定によらず、橋軸直角方向拘束構造の設置を省略する。</p>	<p>R7 道示V p.170</p> <p>11.9</p> <p>(R8.6.2 公表)</p>